



Title	国連海洋法条約における「軍事調査」の位置：「海洋の科学調査」との関係
Author(s)	和仁, 健太郎
Citation	阪大法学. 2016, 66(3-4), p. 157-183
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79181
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

国連海洋法条約における「軍事調査」の位置

——「海洋の科学的調査」との関係——

和 仁 健 太 郎

はじめに

一 「海洋の科学的調査」と「軍事調査」の一応の概念規定

1 「海洋の科学的調査」

2 「軍事調査」

二 海洋の科学的調査と軍事調査との関係

1 学説の状況

2 条約条文

3 国家実行

4 海洋の科学的調査関連規定の趣旨・目的

おわりに

はじめに

国連海洋法条約（以下「海洋法条約」⁽¹⁾）によれば、「海洋の科学的調査 (marine scientific research)」は、領海

で行われる場合には沿岸国の「主権」に服し⁽²⁾、排他的経済水域（以下「EEZ」）および大陸棚で行われる場合には沿岸国の「管轄権」に服する⁽³⁾。海洋の科学的調査について沿岸国が有する「主権」または「管轄権」を構成する諸権限の内容は同条約第一三部に規定されているが、それら諸権限の中心をなすのが、調査実施に対する同意付与権限である⁽⁴⁾。この同意付与権限は、領海において絶対的であるのに対し、EEZおよび大陸棚においては絶対的ではなく、沿岸国が同意付与を拒否できる場合は一定の範囲に限定されている⁽⁶⁾。

海洋の科学的調査以外の事項にも沿岸国の主権が包括的に及ぶ領海と異なり、EEZと大陸棚においては、沿岸国の主権的権利または管轄権の及ぶ事項が限定されているために、沿岸国の管轄権が及ぶ事項の一つである「海洋の科学的調査」とは何か、が重要な問題となる。ところが、海洋法条約には「海洋の科学的調査」の定義規定が存在しないため⁽⁸⁾、「海洋の科学的調査」として沿岸国の管轄権に服するか否かが明らかな活動がいくつか存在する。例えば、水路測量⁽⁹⁾ (hydrographic survey)、オペレーショナル海洋学⁽¹⁰⁾ (operational oceanography)、海洋考古学⁽¹¹⁾ (marine archaeology)、軍事調査⁽¹²⁾ (military survey) といった諸活動が、「海洋の科学的調査」概念に含まれるか、という問題である。

これらの諸活動のうち、本稿は、EEZおよび大陸棚における「軍事調査」の問題について検討する。検討対象をEEZおよび大陸棚で行われるものに限定するのは、領海や公海においては、「軍事調査」が「海洋の科学的調査」に当たるかどうかによって規律の内容がそれほど変わってくる訳ではなく、法的に問題があるのは主にEEZまたは大陸棚で行われる場合だからである。

「軍事調査」については、これが「海洋の科学的調査」概念の中に含まれるという見解と、含まれないという見解とが対立している。前者の見解によれば、「軍事調査」は、EEZまたは大陸棚で行われる場合には、海洋の科

学的調査に関する海洋法条約の諸規定に基づき沿岸国の管轄権に服することになる。他方、後者の見解によれば、EEZまたは大陸棚の沿岸国は、海洋の科学的調査に関する海洋法条約の諸規定を根拠にして「軍事調査」を管轄することはできないことになる。ただし、後者の見解から、EEZや大陸棚における「軍事調査」が自由であるという結論が直ちにでてくる訳ではない。EEZについていえば、「軍事調査」が海洋法条約第五六条により沿岸国に付与された管轄権の範囲外の事項だとしても、それが第五八条一項によってすべての国に認められた「第八七条に定める航行及び上空飛行の自由並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由並びにこれらの自由に関連し及びこの条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用」に該当するかどうか、そして、もしそれに該当しない場合——つまり第五六条にも第五八条にも該当しない活動である場合——に「軍事調査」がいかなる規律を受けるのかは、別途検討しなければならない問題だからである（さらに、第五八条や第五九条に相当する規定がない大陸棚についてどう考えればよいのかという問題も生ずる）。しかし、これらの問題のすべてを本稿で検討することはできないため、本稿では、「軍事調査」が「海洋の科学的調査」概念に含まれるかどうかという問題に絞って、まずはこの問題を検討することにした。なお、本稿で言及する条文番号は、特に断らない限り海洋法条約のものである。

一 「海洋の科学的調査」と「軍事調査」の一応の概念規定

「海洋の科学的調査」と「軍事調査」の概念および両者の関係を明らかにすることは、本稿の目的そのものであり、検討に先立ってあらかじめ厳密な定義を与えることはできない。しかし、本稿の検討対象を特定するため、ここで一応の概念規定をしておく必要がある。

1 「海洋の科学的調査」

前述の通り、海洋法条約には「海洋の科学的調査」の定義規定が存在しないため、「海洋の科学的調査」概念の正確な範囲は、直ちには明らかにならない。しかし、「文脈により……与えられる用語の通常の意味」⁽¹³⁾から考えて、同概念のある程度の輪郭を示すことは可能である。⁽¹⁴⁾

第一に、「海洋の科学的調査」は、調査活動の一つである。具体的にどのような活動が「調査」に含まれるのかは必ずしも明らかでないが、調査計画により「データ及び試料」が得られることを前提とした第二四九条一項c号やd号から考えて、少なくとも、データや試料の収集が「調査」に含まれることは明らかである。⁽¹⁵⁾

第二に、「海洋の科学的調査」は、海洋環境 (marine environment) を対象とする調査活動である。⁽¹⁶⁾ このことは、「科学的調査」の前に「海洋の」という形容詞が付けられていることから導かれる。具体的には、海洋（海面、海中、海底とその下、および海面付近の大气）の物理的、化学的、生物学的または地学的特性（例えば、水温、塩分、密度、酸素含有量など）に関する調査がこれに含まれる。逆に、例えば海上の船舶から行う天体観測や、人工衛星により海上の無人船舶を操縦する実験などは、海洋環境を対象とする調査ではないので、「海洋の科学的調査」には該当しないと解される。⁽¹⁷⁾

第三に、「海洋の科学的調査」に該当するためには、海洋環境を対象とする調査であるだけでは足りず、「科学的」な調査である必要がある。ウェーゲライン (Florian H. Th. Wegelein) によれば、科学とは、自然界（生物を含む）の現象や行動を説明しまたは理解する目的のため、一定の仮説を実験または観察により検証し、結論を導き出す活動のことである。したがって、海洋環境に関するデータや試料を収集していても、それらのデータや試料を科学的な方法により分析することを目的とするのではなく、例えば単に私的なコレクション目的で収集している場

合には、「海洋の科学的調査」には当たらない。⁽¹⁸⁾

このように、「海洋の科学的調査」に該当するためには、海洋環境を対象とする科学的な調査活動であることが最低限必要である。しかし、海洋環境を対象とする科学的な調査活動のすべてが「海洋の科学的調査」である訳ではない。このことは、海洋法条約の構造上、「海洋の科学的調査」と「天然資源の探査」とが区別されていること⁽¹⁹⁾からも明らかである。すなわち、「探査」も「海洋の科学的調査」も海洋環境に関する科学的な方法による調査活動であることに変わりはなく、「探査」と「科学的調査」の違いは、前者が天然資源の開発に着手する前提として行われるという意味での動機ないし目的の違いに過ぎない。⁽²⁰⁾このことは、海洋環境に関する科学的な調査活動であっても、その動機や、収集したデータの使用目的によっては、「海洋の科学的調査」概念から除外されるものがあり得ることを示している。

2 「軍事調査」

海軍が海洋において軍事的活動を行うためには、その前提として、海洋に関する様々なデータを収集し、海洋の状況を十分に把握しておくことが必要である。例えば、海中における音響の伝わり方は、水温、水圧、塩分、密度、海流・潮流等によつて変化し、それらは海域ごとに異なるので、敵潜水艦のソナー探知を行うためには、それらのデータを入手しておくことが不可欠である。⁽²¹⁾また、潜水艦の配備と航行のためには、海底地形や海流・潮流に関するデータが必要であり、機雷の敷設に適した場所を特定するためにも、海底地形その他に関するデータが必要である。⁽²²⁾

そうしたデータの収集は、通常、各国海軍所属の海洋観測艦 (Oceanographic Survey Ship) によって行われる。⁽²³⁾

例えば、米国の場合でいえば、米輸送軍 (U.S. Transportation Command: USTRANSCOM) を構成する組織の一つである軍事海上輸送コマンド (Military Sealift Command: MSC) 所属の USNS *Pathfinder* (T-AGS-60)・USNS *Bowditch* (T-AGS-62)・USNS *Henson* (T-AGS-63)・USNS *Bruce C. Heezen* (T-AGS-64)・USNS *Mary Sears* (T-AGS-65) などが、英国の場合は、海軍所属の HMS *Echo*・HMS *Enterprise*・HMS *Scott*・HMS *Gleaner* などが、我が国の場合でいえば、海上自衛隊所属の「すま (AGS 5103)」・「わかや (AGS 5104)」・「じちなん (AGS 5105)」・「しょうなん (AGS 5106)」などの艦船がこれに当たる。なお、海洋観測艦は国の軍隊に所属しているが、海洋法条約第二九条の「軍艦」の定義を満たすものと満たさないものがある。⁽²⁷⁾ ただし、後者の場合であっても、「国が所有し又は運航する船舶で政府の非商業的任務にのみ使用されるもの」⁽²⁸⁾ には該当するであろうから、いずれにしても海洋観測艦は旗国以外の国の管轄権から完全に免除されることになる。⁽²⁹⁾

海洋における軍事的活動の前提として行われるこうしたデータ収集活動は、「軍事調査」と呼ばれる（英国では「軍事データ収集 (military data gathering)」と呼ばれることが多い）。「軍事調査」は、海洋法条約で使われている概念ではないが、軍事調査が議論される際に念頭に置かれているのは、海洋観測艦により行われる右のようなデータ収集活動である。

軍事調査と海洋の科学的調査は、収集するデータの内容やデータ収集の手段と方法において同一であるか少なくとも同様であり、両者の違いは、「データが収集された後、それがどのように使われるか」、あるいは「収集したデータの使用目的 (intended use)」の違いである。⁽³⁰⁾ また、収集したデータの使用目的が異なる帰結として、科学者が行う純粋に科学的目的の調査の場合、収集されたデータは、分析・解釈されて仮説の検証に使われた後、公表されるのが普通であるのに対し、軍事調査の場合、得られたデータは軍事機密に属するため秘匿され、通常は公表

されないという違いが生ずる⁽³²⁾。

問題は、これらの違いによって海洋の科学的調査と軍事調査とが法的にも区別され、両者に適用される規定が違ってくるのかということである。次に、この点を検討する。

二 海洋の科学的調査と軍事調査との関係

1 学説の状況

海洋の科学的調査と軍事調査との関係については、海洋法条約において両者は区別されており、海洋の科学的調査に関する同条約の諸規定は軍事調査に適用されないという説と⁽³³⁾、軍事調査は海洋の科学的調査の一部であり、したがって海洋の科学的調査に関する諸規定は軍事調査にも適用されるという説とが対立している。これらの学説は、①海洋法条約第一九条二項j号や第四〇条が「調査活動 (research activities)」と「測量活動 (survey activities)」とを文言上区別していることの意味をどう考えるか、②軍事調査がその他の科学的調査と違って軍事目的で行われ、その結果が通常は公表されないことをどう考えるか、という二点をめぐって対立している。①は条約条文に関する問題であり、②は海洋の科学的調査に関する海洋法条約の諸規定の趣旨・目的をどう考えるかに関わる問題である。

以下では、①の問題(2)と②の問題(4)についてそれぞれ検討し、また、条約締結後の国家実行が何か手掛かりを提供していないかについても検討する(3)。

2 条約条文

海洋法条約において海洋の科学的調査と軍事調査が区別されていると主張される際にしばしば挙げられる根拠は、同条約における「調査」と「測量」の文言上の使い分けである³⁵。すなわち、海洋法条約第一九条二項j号および第四〇条は、「調査活動 (research activities)」と「測量活動 (survey activities)」とを文言上区別しており、軍事調査は「測量活動」の中に含まれる。そして、「測量活動」は、領海内では通航の無害性を否定される行為として、また、国際海峡においては沿岸国の事前の許可なく行えない活動として挙げられているが、EEZと大陸棚においては、沿岸国の管轄権が及ぶ事項として挙げられていない。したがって、EEZと大陸棚において、各国は、沿岸国の同意を得ることなく、軍事調査その他の「測量活動」を自由に行うことができる、というのである。

しかし、この点については、森田章夫が指摘するように、「領海の無害通航権ないし海峡の通過通航の観点からは、両者「調査」と「測量」を区別する実益はなく、その意味で大した注意を払わず、文言が並列的に置かれているのであって、両者を特に区別する意図はない、という解釈も成り立ちうる」であろうし、また、「条約第二、三部と第一三部は、作成を担当した委員会がそれぞれ第二委員会と第三委員会と異なることが、両委員会間及び起草委員会の調整が不十分なまま条文中に反映されている、との解釈」も成り立ち得る³⁶。つまり、条文中は、「調査」と「測量」が区別されているとの解釈も、特に区別する趣旨のものではないとの解釈も、いずれも成り立ち得るのであって、条約条文がこの問題に関する決め手になるとはいえないのである。

3 国家実行

海洋の科学的調査と軍事調査との関係について、条約条文から一義的な解釈が導かれなるとすれば、条約締結後

の国家実行によりこの点が明確化されているといえるであろうか。

この点については、まず、軍事調査は「海洋の科学的調査」概念に含まれないという立場をとる国がある。そうした立場を一貫して表明してきたのは、米国である。⁽³⁷⁾例えば、二〇〇一年に米国の海洋観測艦 *USNS Bowditch* が韓国 E E Z 内で軍事調査を行っていたところ、同船の任務等につき韓国政府から照会を受けた米国政府は、「軍事調査は海洋の科学的調査ではない。それはむしろ、国際法上すべての国に保障された E E Z における公海航行の自由に関連する、国際的に適法な海洋の軍事利用である」とした上で、「……USNS Bowditch は軍事調査を行っていたのであり、したがって、同船の大韓民国 E E Z における活動は国連海洋法条約に反映された慣習国際法と完全に合致する」と回答した。⁽³⁸⁾また、二〇〇七年に米国の海洋観測艦 *USNS Mary Sears* がインド E E Z 内において行っていた軍事調査につき、インド政府は、インド E E Z 内において許可を得ずに行われている海洋の科学的調査であると主張したが、これに対し米国政府は、「……USNS MARY SEARS の任務は、科学的目的のためではなく、軍事目的のために様々な海域で海洋データを収集することである。それゆえ、ある国の E E Z 内における軍事調査活動は海洋の科学的調査ではなく、沿岸国の事前の同意または沿岸国への事前の通報を要しない」と回答した。⁽³⁹⁾

英国も米国と同様の立場をとっている。例えば、ベイトマン (Sam Bateman) が英国水路測量局 (Hydrographic Office) に照会して得た回答によれば、領海の外の海域で軍事調査が沿岸国の規制に服することを示唆する条文は海洋法条約の中にはなく、それは公海自由の一部として、E E Z や大陸棚においても沿岸国の同意を得ることなく実施できるとのことであった。⁽⁴⁰⁾また、二〇〇一年にインド E E Z 内で軍事調査と見られる活動を行っていた英国海軍の海洋観測艦 *HMS Scott* は、インド政府からの照会に対し、*HMS Scott* が行っているのは軍事調査であると、それ以上の情報提供を拒否した例がある。⁽⁴¹⁾

これに対し、軍事調査は「海洋の科学的調査」の一部であり、EEZまたは大陸棚では沿岸国の管轄権に服するとの立場をとる国がある。例えば、中国は、一九九六年に海洋の科学的調査に関する国内法（中華人民共和国涉外海洋科学研究管理规定⁽⁴²⁾）を制定したが、同法の適用対象である「海洋環境和海洋資源等の調査研究活動」（第二条）は、中国国家海洋局による英訳⁽⁴³⁾では、“survey activities and research on marine environment and marine resources”とされており、この中の“survey activities”に軍事調査が含まれると考えられている。実際、二〇〇一年に米国の海洋観測艦 USNS Boudich が中国 EEZ 内で軍事調査と見られる活動をしていた際、中国政府は、一九九六年法に定められた許可を中国当局から得ていないとの理由で、活動の中止を求めている。⁽⁴⁴⁾

インドも中国と同様の立場をとっている。例えば、一九七六年の「領水、大陸棚、排他的経済水域その他の海域に関する法律」第七条五項は、「目的の如何を問わず」、「いかなる調査（any research）」も、インド政府の許可なく同国 EEZ 内において行つてはならないと規定しており、これには軍事調査も含まれると考えられている。⁽⁴⁵⁾ 実際、二〇〇一年に英国の海洋観測艦 HMS Scott と米国の海洋観測艦 USNS Boudich がインド EEZ 内でそれぞれ軍事調査と思われる活動を行ったことに對し、インド政府は、「我が国の排他的経済水域において許可を得ない活動を行った」として両国政府に抗議した例がある。⁽⁴⁷⁾

以上のように、米国と英国は軍事調査が「海洋の科学的調査」概念に含まれないとの立場を、中国とインドはそれと反対の立場をとっているが、その他の諸国の立場は必ずしも明らかではない。⁽⁴⁶⁾ いずれにしても、諸国の立場は二つに分かれているといわざるを得ず、国家実行から一義的な解釈を導くことは困難である。

4 海洋の科学的調査関連規定の趣旨・目的

以上のように、海洋の科学的調査と軍事調査の関係について、海洋法条約の条文や国家実行に依拠して解釈を導くことは困難である。また、海洋法条約の起草過程において軍事調査の位置づけが議論された形跡はなく、条約の起草作業も手掛かりになり得ない。したがって、この問題は、現状では、海洋の科学的調査に関する海洋法条約の諸規定の趣旨・目的に照らして解釈するほかにないと考えられる。つまり、EEZや大陸棚における海洋の科学的調査について沿岸国が管轄権を有する根拠は何か、その根拠は軍事調査にも妥当するのか、という観点からの検討が必要である。

以下では、海洋の科学的調査について沿岸国が管轄権を有する根拠を特定した上で（1）、そうした根拠が軍事調査についても妥当するかを検討する（2）。

（1）海洋の科学的調査に対する沿岸国管轄権の根拠

海洋の科学的調査に関する海洋法条約の諸規定は、調査の自由を主張する諸国（主に先進国）と、調査を沿岸国の管轄の下に置くことを主張する諸国（主に途上国）の妥協の結果として成立したものである。海洋の科学的調査について途上国が表明した懸念には、軍事的な観点からのものと経済的な観点からのものがあった。⁽⁵⁰⁾

（a）軍事的利益

海洋の科学的調査は、沿岸国の軍事的利益ないし安全保障上の利益に悪影響を及ぼす可能性がある。⁽⁵¹⁾ 海洋法会議においても、海洋の科学的調査について軍事的な観点からの懸念が表明されることがあった。⁽⁵²⁾ なぜなら、純粹に科学的な目的で行われる調査であっても、その結果得られるデータは外国にとって軍事的に利用可能な場合があるし、

また、科学的調査を装って、実際には軍事情報収集やスパイ活動などが行われる可能性もあるからである。仮に、そうした軍事的な懸念から沿岸国を保護することが海洋の科学的調査に関する諸規定の趣旨・目的であるならば、軍事調査は、収集したデータをまさに軍事的に利用することを目的で行う調査にほかならない以上、EEZまたは大陸棚において沿岸国の管轄権に服することになるであろう。

しかし、以下二つの理由により、海洋の科学的調査に関する諸規定の目的は、沿岸国の軍事的利益を保護することではないと考えられる。

第一に、第二四六条五項は、EEZまたは大陸棚における海洋の科学的調査の計画の実施につき、沿岸国が裁量により同意を与えないことができる四つの事由を挙げているが、その中に安全保障上の考慮は含まれていない。⁽⁵³⁾ 安全保障上の考慮を裁量的同意拒否事由に含める提案は、起草作業において明確に否定されたのである。⁽⁵⁴⁾

第二に、軍事的に利用することを意図せずに行った調査であっても、その結果得られたデータが軍事的に利用可能な場合が多々あることは事実であるが、⁽⁵⁵⁾ 海洋法条約上、軍事的に利用可能であることを理由としてデータの公表を止める権限は沿岸国に与えられていない。第二四九条二項に基づき「調査の結果を国際的な利用に供することに ついて事前の合意を要求する」旨の条件を課すことができるのは、「天然資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす」調査計画の場合に限られているからである。

(b) 経済的利益

EEZと大陸棚は、沿岸国の経済的利益の増進を主たる目的とした制度であり、それら制度の中核をなすのは、天然資源の探査・開発等について沿岸国が有する「主権的権利」である。⁽⁵⁶⁾ EEZと大陸棚における海洋の科学的調査について沿岸国が管轄権を有するの、科学的調査により得られるデータ・試料または調査の結果が経済的な価

値をもっており、それらが天然資源の探査・開発等に関する沿岸国の主権的権利に影響を及ぼす場合があるからである。

海洋の科学的調査が沿岸国の主権的権利に影響を及ぼす場合があるということの意味は、次の三つである。

第一に、海洋の科学的調査により得られるデータ・試料または調査の結果は、天然資源に関する情報を含んでいる場合があり、そうした情報が公表されることは、天然資源の探査・開発に関する外国企業・政府との交渉において、沿岸国の立場を弱めることにつながる。⁽⁵⁷⁾ すなわち、調査結果がEEZ・大陸棚における天然資源の不在を示している場合には、外国企業・政府から探査・開発ライセンスの申請がなくなり、その分、沿岸国が得る収入は減少する。逆に、調査結果が天然資源の存在を示している場合には、外国企業・政府から直ちに探査・開発を進めるよう圧力がかかることになり、自国にとっても有利な時期を狙って探査・開発に着手する沿岸国の利益は損なわれる。沿岸国のこうした利益は、調査計画に同意を与えるか否かについての裁量を行使する際に、「天然資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす計画の調査の結果を国際的な利用に供することについて事前の合意を要求する」旨の条件を課すことを認めた、第二四九条二項によって保護されている。

第二に、海洋の科学的調査により得られるデータ・試料または調査の結果は、公表されず、調査国によって独占される場合にも、沿岸国の経済的利益に影響を及ぼす可能性がある。すなわち、海洋の科学的調査を含む自然科学は、国家の経済発展にとって大きな意味をもっており、調査結果を調査国が独占すれば、海洋調査能力を有する先進国と、そうした能力を有しない途上国との経済格差は、現状以上に拡大する恐れがある。⁽⁵⁸⁾ また、資源探査・開発交渉において、天然資源について沿岸国が有していない情報を交渉相手である外国企業・政府が有していることは、沿岸国の交渉上の立場を弱くする。⁽⁵⁹⁾ そこで、調査国が調査結果を独占するのではなく、沿岸国もそれを受け取れる

仕組みが求められたのである。沿岸国のこうした経済的利益は、調査の暫定的な報告と最終的な結果・結論を沿岸国に提供することを定めた第二四九条一項b号、調査の結果得られたデータ・試料を利用する機会を沿岸国に提供することを定めた同項c号、さらに、データ、試料および調査の結果を解釈しまたは評価するに当たり援助を提供することを定めた同項d号によって保護されている。

海洋の科学的調査が沿岸国の主権的権利に影響を及ぼす場合があるということの三つ目の意味は、科学的調査を装って、実際には天然資源の探査が行われる可能性があるということである。こうした可能性をできるだけ排除するため、海洋法条約は、EEZ・大陸棚における海洋の科学的調査の実施を沿岸国の同意に係らしめることにより、天然資源に関する主権的権利を害する形で調査が行われる可能性がないかどうかを確認する機会を沿岸国に与えている⁽⁶⁰⁾。

これら沿岸国の諸利益のうち、第三の利益については、調査船が実際には天然資源の探査を行っている場合には、沿岸国としては、天然資源の探査に関する主権的権利を行使して規制すれば済むともいえるため、海洋の科学的調査について沿岸国に管轄権が付与されている中心的な根拠は、第一および第二の利益を保護することにあるといえる。つまり、バイトマンが指摘するように、「海洋の科学的調査」として沿岸国の管轄権に服するものと服さないものとの違いは、「活動そのものの性質ではなく、活動から得られる知識および活動の結果の使用方法」の違いにあると考えられるのである⁽⁶²⁾。

それでは、以上で特定した海洋の科学的調査関連規定の根拠は、軍事調査の場合にも妥当するであろうか。

(2) 軍事調査の場合における沿岸国法益との抵触の有無

軍事調査が「海洋の科学的調査」概念に含まれないとする学説は、①軍事調査の結果が公表されないこと、②軍事調査の結果は、もっぱら軍が軍事目的のためにのみ使用し、経済活動に使用することではないことの二点を論拠とする。⁽⁶³⁾

この議論は、海洋の科学的調査に対する沿岸国管轄権の根拠が、軍事調査の場合には妥当しないという趣旨の議論であるといえる。すなわち、EEZ・大陸棚における海洋の科学的調査について沿岸国が管轄権を有するのは、調査結果が経済的価値を有し、天然資源に関する沿岸国の主権的権利を害する可能性があるからであった。しかし、軍事調査の場合は、その結果を軍が軍事目的にのみ使用し公表しない以上、天然資源の探査・開発交渉における沿岸国の立場を弱めることにならないし、また、調査結果は軍事目的にのみ使用され、調査国の経済発展とも無関係であるから、先進国と途上国の経済格差を拡大させることにもならないということである。

軍事調査の結果を軍以外の政府部門や民間企業に使用させ、または社会一般に公表すれば、自国軍の調査能力や調査の意図が外国の軍隊に知られてしまうおそれがある以上、軍事調査の結果は、それを行った国の軍隊および同盟国の軍隊の使用にのみ供されるのが通常であると考えられる。つまり、一般論としていえば、軍事調査は、海洋法条約が海洋の科学的調査関連規定によって保護しようとした沿岸国の利益を害しないといえる。もともと、軍事調査が「海洋の科学的調査」に当たるという学説が懸念するように、軍事調査の結果が公表されたり、あるいは、調査国や他国の経済活動に使われないという確実な保証がないのは事実である。⁽⁶⁴⁾

しかし、仮に、軍事調査の結果が公表されることにより、または軍事目的以外の目的で使用されることにより沿岸国法益との抵触が生ずる可能性を排除できないとしても、重要なことは、軍事調査は、海軍が行う様々な軍事的

活動にとって不可欠のものだということである（1・2参照）。このことは、次の二つのことを意味する。

第一に、軍事調査を規制するということは、軍事調査以外の軍事的活動をも実質的に規制するに等しいということである。海軍による軍事的活動の中には、軍事調査なしでは行い得ないものが含まれているからである（特に対潜戦や機雷戦）。しかし、EEZ・大陸棚における軍事的活動の問題は、海洋法条約の交渉過程において合意に達する見込みがなかったため、条文作成が意図的に回避された論点であるといわれる⁽⁶⁵⁾。つまり、EEZや大陸棚における軍事的活動を海洋法条約によって規制するという合意は、諸国の間でなされなかったのである。そうだとすれば、EEZや大陸棚における軍事的活動の不可欠の前提である軍事調査についても、それを海洋法条約によって規制するという合意はなされていないと考えざるを得ないのである。

第二に、科学者が科学研究の一環として行う科学的調査と軍事調査とは、沿岸国法益と対抗関係にある調査側の利益の性質がまったく異なるということである。すなわち、前者の場合、沿岸国法益との関係で調整されるべき利益は、科学者が科学研究を行う自由、そして、そうした研究によって人類全体にもたらされる利益である。これに対して、軍事調査の場合、沿岸国法益との抵触が生ずる可能性のある利益は、海軍が軍事的活動を行う利益である。そして、海洋の科学的調査に関する海洋法条約の諸規定は、科学者が行う科学的調査を念頭に置いて沿岸国法益との調整を図ったものと考えられ、第二四四条（調査結果の公表義務）や第二四九条一項a号（調査船等への乗船の権利）のような規定があることに鑑みても、軍事調査の場合をも念頭において作成されたものとは考えにくい⁽⁶⁶⁾。つまり、仮に軍事調査の場合に沿岸国法益との調整が必要だとしても、調整のされ方は科学目的で行われる調査の場合と異なるはずであるが、海洋法条約では、後者の場合における調整についてのみ合意され、軍事調査の場合における調整については何ら合意されていないと考えられるのである。

おわりに

以上で検討したことを総合すれば、軍事調査は、「海洋の科学的調査」概念に含まれず、海洋の科学的調査に関する諸規定の適用を受けないと解するのが妥当であると考えられる。海洋の科学的調査に関する海洋法条約の諸規定の趣旨・目的は、EEZおよび大陸棚沿岸国の経済的利益を保護することにあるが、軍事調査の結果は軍事目的にのみ使用され、また、公表されないのが通常であるから、沿岸国の経済的利益を害する余地がなく、沿岸国法益との抵触がそもそも生じないのが原則であるし、また、仮に沿岸国法益との抵触が生ずる可能性を排除しきれないとしても、その抵触をいかに調整するかについて、条約締約国の合意は成立していないと考えられるからである。

軍事調査が「海洋の科学的調査」に当たらないとすると、それは、EEZにおいては、「第八七条に定める航行及び上空飛行の自由並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由並びにこれらの自由に関連し及びこの条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用」(第五八条一項)であるか、あるいは、第五九条のいわゆる「未帰属の権限 (residual powers)」であるかのいずれかであることになりそうである。この点、軍事調査が「海洋の科学的調査」に当たらないと主張する者の多くは、それが第五八条一項に該当する活動であつてEEZにおいてすべての国が自由に行える活動であると主張するが、その主張は必ずしも十分に論証されているとはいえない。他方、EEZにおける軍事調査が第五九条の「未帰属の権限」であるとしても、第五九条の意味と法的効果は従来の研究によっても十分明らかにされていない。すなわち、第五九条は、条約作成時に存在しなかった新たな海洋利用形態が将来出てきた場合にのみ機能する規定であり、現存する海洋利用形態は第五六条か第五八条一項のいずれかに振り分けられるという解釈(オックスマン (Bernard H. Oxman) など)がある一方、第五九条に

は、将来現れるかもしれない新たな海洋利用形態を規律する機能だけでなく、現存する海洋利用形態であつて第五六条にも第五八条二項にも当てはまらないものを規律する機能もあるという解釈がある（ヴィキューナ (Francisco Orrego Vicuña) など）⁽⁶⁸⁾。また、ある事項が「未帰属の権限」に該当するとされた場合に、その事項が第五九条によつて具体的にどのような内容の規律を受けるのかも明らかではない。さらに、第五八条や第五九条に相当する規定が存在しない大陸棚についてどう考えればよいかという問題もある。

このように、軍事調査を海洋の科学的調査関連規定によつて規律することには無理があるとはいえるが、残された問題は数多いのである。

(1) 「海洋法に関する国際連合条約 (The United Nations Convention on the Law of the Sea, 10 December 1982)」平成八年条約第六号 (1883 U.N.T.S. 3)。

(2) 海洋法条約第二四五条。

(3) 第五六条一項b号(ii) および第二四六条一項。なお、公海および深海底では、すべての国および権限のある国際機関が海洋の科学的調査を実施する権利を有する（第八七条一項f号、第二五六条および第二五七条）。深海底における海洋の科学的調査は、「人類全体の利益のために実施」しなければならず（第一四三条一項）、また、第一四三条三項各号に掲げられたことにより国際協力を促進する義務がある点において、公海における海洋の科学的調査と異なる。

(4) 第二四五条および第二四六条二項。EEZまたは大陸棚で行われる海洋の科学的調査について沿岸国が有する権限には、同意付与権限のほか、次のものが含まれる。①調査計画に参加しまたは代表を派遣する権利（実行可能ときは、調査船等に同乗する権利）（第二四九条一項a号）、②調査の結果および結論の提供を受け、また、調査計画から得られたすべてのデータおよび試料を利用する機会の提供を受ける権利（同項b号およびc号）、③調査計画から得られたデータ、試料および調査の結果を評価しまたは解釈するに当たり援助を受ける権利（同項d号）、④調査計画の実施について同意を与えるか否かの裁量（第二四六条五項）を行使するため法令によつて条件（天然資源の探査・開発に直接影響を及ぼす計画の調査結

果を国際的な利用に供することについて事前の合意を要求することを含む）を定める権利（第二四九条二項）、⑤第二四八条または第二四九条の規定に従わない調査活動につき、停止または終了を要求する権利（第二五三条）。領海において行われる海洋の科学的調査について沿岸国が有する権限については、本稿注（5）および（12）参照。

（5）第二四五条。領海における海洋の科学的調査の計画について、沿岸国は、同意を与える義務を負わず、また、同意を与える場合にも、調査計画にいかなる条件を課しても構わない（E Z および大陸棚における調査計画に課すことのできる条件は第二四九条によって制限されているが、領海の場合にそうした制限はない）。

（6）第二四六条三項～六項。

（7）第五六条および第七七条。

（8）海洋法条約の起草過程の途中までは「海洋の科学的調査」の定義規定が存在したが、その後削除された。詳細については、Alfred H. A. Soons, *Marine Scientific Research and the Law of the Sea* (Deventer, Netherlands: Kluwer Law and Taxation Publishers, 1982), pp. 118-124.

（9）海図その他の航行安全に関する製品を作成するために、水深、海底の形状、海流・潮流の方向と強さ、潮汐の水位と周期などのデータを収集する活動のこと。①海洋法条約第二一条一項g号が「海洋の科学的調査」と「水路測量」とを区別していること、②水路測量は航行に必要なデータを収集する活動であり、「航行……の自由に関連し及びこの条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用」（第五八条一項）に当たることから、水路測量は「海洋の科学的調査」概念に含まれないという見解が有力である。E.g. Soons, *supra* note 8, pp. 125, 157; R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed. (Manchester: Manchester University Press, 1999), p. 405; Florian H. Th. Wegelein, *Marine Scientific Research: The Operation and Status of Research Vessels and Other Platforms in International Law* (Leiden: Martinus Nijhoff, 2005), pp. 80-81. ただし、最近では、水路測量で得られたデータが航行の安全のためだけでなく、天然資源の調査にも利用し得ることから、水路測量にも海洋の科学的調査関連規定を適用すべきだとの見解もある。Sam Bateman, "Hydrographic Surveying in Exclusive Economic Zones: Is It Maritime Scientific Research?" in *Freedom of Seas, Passage Rights and the 1982 Law of the Sea Convention*, ed. Myron H. Nordquist, Tommy T. B. Koh, and John Norton Moore (Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, 2009), pp. 105-131; Guiyang Xue, "Marine Scientific Research and Hydrographic Sur-

vey in the EEZs: Closing up the Legal Loopholes?," in *ibid.*, pp. 209-225.

(10) 気象、気候、海況などの観測と予測に使用する目的で、気温、気圧、海流、塩分、風速などのデータを日常的に収集する活動 (routine collection of ocean observation) のこと。「現業海洋学」と訳されることもあるようである。収集されたデータは衛星を通じて直ちに陸上に送信され、ほぼリアルタイムで一般に公開される。オペレーショナル海洋学は、①海洋法条約の起草過程において「海洋の科学的調査」概念から除外されると考えられていたこと、②船舶の航行に付随するものであることから、「海洋の科学的調査」概念には含まれないという見解が有力である。Wegelin, *supra* note 9, pp. 20, 181, 226-228; J. Ashley Roach, "Marine Data Collection: Methods and the Law," in Nordquist, Koh, and Moore, *supra* note 9, pp. 171-208.

(11) 海底にある難破船その他の水中文化遺産 (underwater cultural heritage) を搜索し、記録し、または引き揚げる活動のこと。①海洋の科学的調査が海洋の自然環境 (the natural marine environment) を対象とするのに対し、海洋考古学は人工の物体 (man-made objects) を対象とするものであること、②仮に海洋考古学が海洋法条約第一三部の適用を受けるとすると、「考古学上の又は歴史的な特質を有する物」の接続水域からの持ち去りについて沿岸国の規制権限を認めた第三〇三条二項のような規定は不要になるはずであることから、海洋考古学は「海洋の科学的調査」概念に含まれないという見解が有力である。E.g. Soons, *supra* note 8, pp. 8, 275; Bernard H. Oxman, "Marine Archaeology and the International Law of the Sea," *Columbia VLA Journal of Law and Arts*, Vol. 12 (1987), pp. 353-372. ただし、水中文化遺産の所在位置を特定する過程で、海底およびその下の天然資源に関するデータが必然的に収集されてしまうことから、最近では、海洋考古学も「海洋の科学的調査」に含まれるという見解が出てきている。E.g. Sarah Dromgoole, "Revisiting the Relationship between Marine Scientific Research and the Underwater Cultural Heritage," *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 25 (2010), pp. 33-61.

(12) 領海においては、軍事調査が「海洋の科学的調査」に含まれるのであれば「調査活動……の実施」(第一九条二項、号)に該当するし、そうでないとしても「測量活動の実施」(同号)、「沿岸国の防衛又は安全を害することとなるような情報」の収集を目的とする行為(同項c号)、または「通航に直接の関係を有しないその他の活動」(同項1号)のいずれかに該当するであろうから、いずれにしても航行の無害性を否定される活動に当たり、沿岸国による保護権(第二五条一項)行

使の対象となる。公海においては、軍事調査が「海洋の科学的調査」に含まれるのであれば、第八七条一項により明示的に列挙された公海の自由の一つに該当することになる（同項 f 号）。逆に、軍事調査が「海洋の科学的調査」に含まれないのであれば、第八七条一項 a 号―f 号に列挙されたいずれにも該当しないことになるが、同項の列挙は例示列挙であるから、軍事調査が公海自由の一つに含まれるということは十分に可能である。

- (13) 「条約法に関するウィーン条約（Vienna Convention on the Law of Treaties, 23 May 1969）」昭和五五年条約第一六号（1155 U.N.T.S. 331）第三十一条一項。

- (14) Soons, *supra* note 8, p. 124.

- (15) データや試料の収集の他に、例えば調査船の航行や、収集したデータや試料の分析作業が「調査」に含まれるかどうか
が問題となり得る。Wegelein, *supra* note 9, pp. 91–92.

- (16) Soons, *supra* note 8, p. 124; Wegelein, *supra* note 9, p. 78.

- (17) Soons, *supra* note 8, p. 156; Wegelein, *supra* note 9, pp. 78–79.

- (18) Wegelein, *supra* note 9, pp. 81–82, 89–93.

- (19) 第五六条一項および第二四六条五項。

- (20) Soons, *supra* note 8, p. 171; Wegelein, *supra* note 9, pp. 83–87.

- (21) Rex J. Zedalis, “Military Uses of the Ocean Space and the Developing International Law of the Sea: An Analysis in the Context of Peacetime ASW,” *San Diego Law Review*, Vol. 16 (1979), p. 585; David Larson and Peter Torgaard, “Law of the Sea and ASW: National Security versus Arms Control,” *Marine Policy*, Vol. 6 (1982), p. 97.

- (22) Richard J. McLaughlin, “Confidential Classification of Multi-Beam Bathymetric Mapping in the U.S. EEZ: Is a New U.S. Marine Scientific Research Policy in Order?,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 19 (1988), pp. 6–8.

- (23) 海洋観測艦と似た艦船として、音響測定艦（米軍では海洋監視艦（Ocean Surveillance Ship）と呼ばれる）がある。音響測定艦は、曳航群列監視システム（Surveillance Towed Array Sensor System: SURTASS（サータス））により潜水艦を探知・追跡するといった任務とする艦船である。我が国海上自衛隊では「ひびろ（AOS-5201）」や「はろち（AOS-5202）」が、米国では USNS *Impeccable*（T-AGOS 23）や USNS *Victorious*（T-AGOS 19）などがある。音響測定

艦による潜水艦の探知・追跡活動の活動を「監視活動 (surveillance activity)」と呼び、軍事調査とは区別して考えるのが一般的である。Jonathan G. Odom, "The True Lies of the Impeccable Incident: What Really Happened, Who Disregarded International Law, and Why Every Nation (Outside of China) Should be Concerned," *Michigan State Journal of International Law*, Vol. 18 (2010), p. 412.

- (24) Military Sealift Command, "Ship Inventory: Oceanographic Survey Ships," <http://www.msc.navy.mil/inventory/ships.asp?ship=135> (accessed 20 September 2016).

- (25) Royal Navy, "The Equipment: Ships: Survey: Ice Patrol and Survey," <http://www.royalnavy.mod.uk/the-equipment/ships/survey/ice-patrol-and-survey> (accessed 20 September 2016).

- (26) 海上自衛隊「キャブリー：海洋観測艦」<http://www.mod.go.jp/msdf/formal/gallery/ships/ags/index.html> (accessed 20 September 2016).

- (27) 例えば、我が国海上自衛隊の海洋観測艦は「軍艦」の定義を満たしているのに対し、米国MSCの海洋観測艦は「軍艦」の定義を満たしていない（具体的には、軍艦旗を掲げておらず、「〔軍艦〕であることを示す外部標識を掲げ」（海洋法条約第二十九条）という要件を欠いているようである）。真山全「軍艦の定義」『海洋法・海事法判例研究』第二号（日本海洋協会、一九九一年）五七—五九頁参照。

- (28) 第九六条。この規定は、第五八条二項によりEENにも適用される。

- (29) Raul (Pete) Pedrozo, "Preserving Navigational Rights and Freedoms: The Right to Conduct Military Activities in China's Exclusive Economic Zone," *Chinese Journal of International Law*, Vol. 9 (2010), p. 14.

- (30) Roach, *supra* note 10, p. 175; Xue, *supra* note 9, p. 218; Pedrozo, *supra* note 29, p. 22.

- (31) Wegelein, *supra* note 9, p. 20.

- (32) 前掲注(30)に挙げた文献を参照。

- (33) E.g., Bernard H. Oxman, "The Regime of Warships under the United Nations Convention on the Law of the Sea," *Virginia Journal of International Law*, Vol. 24 (1984), pp. 844-847; J. Ashley Roach and Robert W. Smith, *United States Responses to Excessive Maritime Claims*, 2nd ed. (The Hague: Martinus Nijhoff, 1996), pp. 425-449; Morioka Hayashi, "Mil-

tary and Intelligence Gathering Activities in the EEZ. Definition of Key Terms," *Marine Policy*, Vol. 29 (2005), pp. 130-131.

J. Ashley Roach "Defining Scientific Research: Marine Data Collection," in *Law, Science and Ocean Management*, ed. Myron H. Nordquist, Ronan Long, Thomas H. Heidar, and John Norton Moore (Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, 2007), pp. 548-549; Bateman, *supra* note 9, pp. 114-117, 126-127; Raul (Pete) Pedrozo, "Military Activities in and over the Exclusive Economic Zone," in Nordquist, Koh and Moore, *supra* note 9, pp. 245-246; Roach, *supra* note 10, pp. 171-208; Pedrozo, *supra* note 29, pp. 9-29; Raul (Pete) Pedrozo, "Reponding to Ms. Zhang's Talking Points on the EEZ," *Chinese Journal of International Law*, Vol. 10 (2011), pp. 217-218; James Kraska and Raul Pedrozo, *International Maritime Security Law* (Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, 2013), pp. 285-288.

西村 正「海洋調査に対する沿岸国管轄権」『海洋法の執行と適用をめぐる国際紛争事例研究（海上保安体制調査研究委員会報告書）』（海上保安協会「二〇〇八年」八二—八三頁、小寺彰「領海外沿岸海域における執行措置：接続水域・排他的経済水域・大陸棚における沿岸国権限とその根拠」山本草二編集代表『海上保安法制』（三省堂「二〇〇九年」一六七—一七〇頁。なお、本稿注（69）に挙げる小寺彰の二〇一〇年論文も参照。

- (34) E.g. Ren Xiaofeng and Cheng Xizhong, "A Chinese Perspective," *Marine Policy*, Vol. 29 (2005), pp. 139-146; Zhang Haiwen, "The Conflict between Jurisdiction of Coastal States on MSR in EEZ and Military Survey," in *Recent Developments in the Law of the Sea and China*, ed. Myron H. Nordquist, John Norton Moore, and Kuen-Chen Fu (Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, 2006), pp. 317-331; Zhuiguo Gao, "China and the Law of the Sea," in Nordquist, Koh, and Moore, *supra* note 9, pp. 288-295; Xue, *supra* note 9, pp. 209-225; Zhang Haiwen, "Is It Safeguarding the Freedom of Navigation or Maritime Hegemony of the United States?: Comments on Raul (Pete) Pedrozo's Article on Military Activities in the EEZ," *Chinese Journal of International Law*, Vol. 9 (2010), pp. 31-47.
- 確定的な結論を出しつつは、ながい、海洋の科学的調査と軍事調査を区別すること、否定的なものとして、長岡憲二「排他的経済水域におけるMilitary Surveyに関する一考察：国連海洋法条約第一三部における海洋の科学的調査との相違をめぐって」『関西大学法学論集』第五五巻三号（二〇〇五年）一三八—一六六頁。

- (35) E.g. Roach and Smith, *supra* note 33, p. 446; Pedrozo, *supra* note 29, p. 11.
- (36) 森田章夫「国連海洋法条約における『軍事調査』の位置づけ：排他的経済水域・大陸棚における『軍事調査』の法的規

制の検討』『海洋の科学的調査と海洋法上の問題点』（日本国際問題研究所、一九九九年）三一頁。

(37) 軍事調査に関する米国の立場を検討したものと、真山全「排他的経済水域における軍事的調査：米国の立場の検討」『海洋の科学的調査と海洋法上の問題点』（日本国際問題研究所、一九九九年）三四—四一頁。

(38) Sally J. Cummins and David P. Stewart, eds., *Digest of United States Practice in International Law 2001* (Washington, D. C., 2002), pp. 698-699.

(39) Sally J. Cummins, ed., *Digest of United States Practice in International Law 2007* (Washington D. C., 2008), p. 649.

(40) Sam Bateman, "Hydrographic Surveying in the EEZ: Differences and Overlaps with Marine Scientific Research," *Marine Policy*, Vol. 29 (2005), pp. 164, 173.

(41) George V. Galdorisi and Alan G. Kaufman, "Military Activities in the Exclusive Economic Zone: Preventing Uncertainty and Defusing Conflict," *California Western International Law Journal*, Vol. 32 (2001), pp. 294-295.

(42) 国家海洋局「中華人民共和國涉外海洋科学研究管理規定」http://www.soa.gov.cn/zwgk/twjgwywj/shxzlg/201211/t20121105_5233.html (accessed 20 September 2016), 本法については、榎孝浩「排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査：我が国の取組み状況と諸外国の法制度」国立国会図書館『調査報告書：海洋開発をめぐる諸相』（二〇一三年）一四三—一四五頁も参照。

(43) 国家海洋局, "Regulations of the People's Republic of China on the Management of foreign-related Marine Scientific," http://www.soa.gov.cn/bmzz/jgbmzz2/zcfzydyqys/201211/t20121109_13851.html (accessed 20 September 2016).

(44) Zou Keyuan, "Law of the Sea Issues between the United States and East Asian States," *Ocean Development and International Law*, Vol. 39 (2008), p. 79. なお、USNS *Bowditch* は当初「中国領内において調査活動を行なった」と中国当局に許可を求めたが、中国当局がこれを許可しなかったとの情報もある (*ibid.*)。

(45) "The Territorial Waters, Continental Shelf, Exclusive Economic Zone and other Maritime Zones Act, 1976," in *National Legislation and Treaties relating to the Law of the Sea* (New York: United Nations, 1980), p. 56.

(46) 例えば、米国政府は、「つかなる調査」の語には軍事調査も含まれているこの理解を前提に、同法が海洋法条約に適合しなものであるとして、インド政府に抗議した。Cummins, *supra* note 39, p. 649.

- (47) Galdorisi and Kaufman, *supra* note 41, p. 294.
- (48) ペドロソによれば、米国や英国のほか、ロシア、日本、オーストラリア、南アフリカ、NATOなども軍事調査はEEZ・大陸棚において沿岸国の許可を得るだけでなく実施できるとの立場をとっているという。Raul (Pete) Pedrozo, "Responding to Ms. Zhang's Talking Points on the EEZ," *Chinese Journal of International Law*, Vol. 10 (2010), p. 209. なお、海洋の科学的調査に関する各国国内法のうち、若干の国のものは、その規律対象を、単に「海洋の科学的調査」とするのではなく、「あらゆる種類の調査 (any kind of research)」または「あらゆる性質の科学的調査 (any marine scientific research of whatever nature)」などと規定している (イラン、ガイアナ、ベルギー、フランス等)。長岡・前掲注 (34) 一五五―一五六頁。しかし、これらの国内法が軍事調査も規制対象に含める趣旨のものなのかどうかは、必ずしも明らかではない。軍事調査は "research" ではなく "survey" の一種であるとの立場をとっている可能性もあり得るからである。
- (49) 長岡・前掲注 (34) 一四七―一五四頁。
- (50) John A. Knauss, "Development of the Freedom of Scientific Research Issue of the Third Law of the Sea Conference," *Ocean Development and International Law*, Vol. 1 (1973), pp. 94-96, 105-106.
- (51) Soons, *supra* note 8, p. 32.
- (52) A/CONF.62/C.3/SR.7, in *Official Records of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea*, Vol. 2 (1975), p. 340, para. 61; A/CONF.62/C.3/SR.7, in *ibid.*, p. 351, para. 50.
- (53) 第二四六条五項各号の列挙は限定列挙であると解される。Myron H. Nordquist, ed., *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary*, Vol. 4 (Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1990), p. 518.
- (54) Annick de Martfy, "Marine Scientific Research," in *A Handbook on the New Law of the Sea*, ed. René-Jean Dupuy and Daniel Vignes, Vol. 2 (Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1991), p. 1138.
- (55) McLaughlin, *supra* note 22, pp. 1-33.
- (56) EEZ制度および大陸棚制度の性格については、小寺・前掲注 (33) 一五六―一七五頁。
- (57) Soons, *supra* note 8, p. 31; Wegelein, *supra* note 9, p. 67. エーゲ海大陸棚事件 (仮保全措置申請) において、ギリシアは、そうした利益を「天然資源の利用可能性」量および場所に関する情報を得る……「沿岸国の」排他的な権利」と表現した。

つまり、「ギリシアの同意なしにそうした情報が取得され頒布されることにより、資源開発ライセンスの潜在的購入者との関係におけるギリシアの交渉上の立場 (negotiating position) が侵害され、それによって、国家のエネルギー戦略形成に関わるギリシアの主権的権利が恒久的に害される」というのである。*Agean Sea Continental Shelf Case (Greece v. Turkey)*, Request for the Indication of Interim Measures of Protection, Order of 11 September 1976, ICJ Reports 1976, p. 9, para. 26. なお、仮保全措置の指示を要請された国際司法裁判所は、仮にギリシアの主張が正しいとしても、それは後に「適切な手段により回復可能なもの」であって、「償い得ない侵害」が存在しないと見て、仮保全措置を指示しなかった。*Ibid.*, p. 11, para. 33.

(58) David L. Larson, "Security Issues and the Law of the Sea: A General Framework," *Ocean Development and International Law*, Vol. 15 (1985), pp. 126-127; 小寺・前掲注 (33) 一六七—一六九頁。

(59) Soons, *supra* note 8, p. 31.

(60) *Ibid.*, pp. 30-31.

(61) 沿岸国は、EEZの天然資源の探査・開発等について主権的権利を有し(第五六条一項a号)、生物資源の探査等についての主権的権利を行使するに当たり、海洋法条約に従って制定する法令の遵守を確保するために必要な執行措置をとることができる(第七三条一項)。また、沿岸国は、大陸棚の天然資源の探査・開発について主権的権利を有する(第七七条一項)が、その主権的権利を行使するために必要な執行措置についての明文規定はない。しかし、条約起源の制度であるEEZにおいてさえ執行措置をとれるのであれば、領土の延長と捉えられる大陸棚においては、より強い理由により同様の措置をとれると解される。さらに、EEZにおける調査船の活動が法令違反によって著しい海洋環境の汚染をもたらし、またはもたらすおそれのある排出を行った場合にも、沿岸国は第二〇条に基づき執行措置をとることができる。以上については、西村・前掲注(33) 八七—九〇頁および小寺・前掲注(33) 一六九、一七一—一七二頁を参照。

(62) "Edited Transcript of Question and Answer Session, Panel II: Scientific Research and Hydrographic Surveys in the EEZ" (Statement by Dr. Sam Bateman), in Nordquist, Koh, and Moore, *supra* note 9, pp. 231-232.

(63) E.g., Bateman, *supra* note 9, p. 127; Pedrozo, *supra* note 29, p. 22.

(64) Heiwen, *supra* note 34, p. 38. ただし、EEZまたは大陸棚で沿岸国の許可なく行われた軍事調査の結果が公表されたり、

軍事目的以外の目的で使用された実例が具体的に示されている訳ではない。この点、軍事調査により得られたデータは、例外的に公表されることがあるとしても、それは公海上で収集されたものに限られるとの指摘もある。Petozo, *supra* note 29, p. 22. 仮にこの指摘の通りであるならば、軍事調査によってEEZおよび大陸棚沿岸国の利益は害されないことになる。

- (65) Elmar Rauch, "Military Uses of the Oceans," *German Yearbook of International Law*, Vol. 28 (1985), p. 232; Charles E. Pirtle, "Military Uses of Ocean Space and the Law of the Sea in the New Millennium," *Ocean Development and International Law*, Vol. 31 (2000), p. 9.

- (66) この点を指摘するものとして、Oxman, *supra* note 33, p. 847.

- (67) 前掲注(33)に挙げた諸文献は、EEZにおける軍事調査は第五八条一項によりすべての国が自由に行えることを認められた活動であると明示的に述べるか、またはそのことを少なくとも示唆している。例外的に、小寺彰は、二〇一〇年の論文において、軍事調査は「海洋の科学的調査」ではなく、「軍事調査を国連海洋法条約上の科学調査に関わる個々の規定の適用乃至類推適用によつて処理するという態度は問題の本質を見誤るものである」と指摘する一方、第五八条一項に該当する事項でもない指摘し、軍事調査については海洋法条約に「法の欠缺」が存在すると述べる。その上で、「国連海洋法条約上の『法の欠缺』に対しては、国連海洋法条約の事後の実行や国際慣習法、さらには諸国の種々の行為に対する評価（各国措置の對抗性の有無）によつて解決されるべき問題であり、……国連海洋法条約五九条による解決も一策である」と述べている。小寺彰「排他的経済水域における『軍事調査』・『海洋科学的調査』との関係を手がかりにして」『平成二二年度海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究（第二号）』（海上保安協会、二〇一〇年）五五頁。

- (68) この問題については、Francisco Orrego Vicuna, *The Exclusive Economic Zone: Regime and Legal Nature under International Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989), pp. 35-48を参照。

〔付記〕本稿は、東京大学海洋アライアンス・独立行政法人海洋研究開発機構『海洋科学調査をめぐる法的諸問題』に関する勉強会 研究報告書（二〇一一年）に未定稿として掲載した報告書「国連海洋法条約における『軍事調査』の位置：『海洋の科学的調査』との関係」に改訂を行い確定稿としたものである。